

<検討事項(事務局案)>

- ① 第12期「公共的施設のバリアフリー部会」の検討内容を引き継いだ「(仮称)公共的施設のバリアフリー部会」
- ② (仮称)共生社会推進条例の制定に向けての検討をするための「(仮称)障がい分野における共生社会推進条例検討部会」

(仮称)公共的施設のバリアフリー部会

開催予定回数:2年間で3回

前期継続

○ 設置理由

市有施設のバリアフリーチェックを実施し、以降の施設整備に生かすことで、市有施設をはじめとした公共的施設のバリアフリー整備レベルの向上を図る。

※バリアフリーチェックの実施予定施設

- ・新中央区役所複合庁舎(施工2回) ※施工:R5年度以降
- ・新中央市税事務所(施工1回) ※施工:R6年度以降
- ・他の新增改築施設

○ 検討内容

- ・バリアフリーチェックの実施
新中央区役所複合庁舎:R6年1月～2月頃(施工1回目)
新中央区役所複合庁舎:R6年11月～12月頃(施工2回目)
新中央市税事務所 :R7年1月～2月頃
その他:未定

「(仮称)障がい分野における共生社会推進条例検討部会」

開催予定回数:2年間で3回

新規

○ 設置理由

共生社会の実現の推進するにあたり、多様性の尊重等の共生社会の実現に向けた基本理念等を定め、市民、事業者、行政が一体となって共生社会の実現することを目的として、共生社会推進条例の制定を目指していく。

※詳細は、資料7を参照。

○ 検討内容

- ・共生社会推進条例の検討
第1回部会:R6年5月頃
第2回部会:R6年11月頃
第3回部会:R7年5月頃

全体会議(予定)

【第1回】R5年11月29日(検討事項審議) 【第2回】R7年8月(部会報告・審議)